

事務連絡  
平成26年2月3日

岩手県主管部局長 殿  
宮城県主管部局長 殿  
福島県主管部局長 殿  
仙台市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

今般、東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）について、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたところです。このため、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について、平成26年2月3日付けで、別添1のとおり、国土交通省東北・北陸地方整備局あてに通知しましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、別添1を参考として、適切に運用していただくようお願いいたします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

*(県あて通知のみに記載)*

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。

東北・北陸地方整備局  
技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長  
( 公 印 省 略 )

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で標準積算基準と施工実態との間で、乖離（日当たり作業量の低下）が生じていたことから、被災3県用の現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」について、平成25年10月1日より適用開始しているところである。被災3県においては、これに加えて、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）についても、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認された。このため、下記のとおり、当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。なお、貴局管内の対象となる自治体については貴局より情報提供されたい。

記

1. 適用対象工事

被災3県で実施される工事で、平成26年2月3日以降に契約締結を行う工事。

2. 補正方法

「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 5
現場管理費	1. 2

ただし、平成26年2月3日以降に契約締結を行う工事で、入札時点で上記補正方法の適用ができない工事等については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（平成26年1月30日付け国官技第254号等）第二（1）に基づき、上記補正方法を反映して契約変更を行うこととする。

なお、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日付け国技建第6号）は廃止することとする。

別添 2

事務連絡  
平成 26 年 2 月 3 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

今般、東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）においては、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）について、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたところです。このため、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について、平成 26 年 2 月 3 日付けで、別添 1 のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局あてに通知し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対しては、別添 2 のとおり、国土交通省の対応を参考として適切に運用するよう通知しております。

貴団体におかれましては、上記について参加の建設企業に対し、周知方願いします。